

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	固定資産税に関する事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、土地、家屋等の固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等の各種証明書を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課 ②評価証明書等の発行 ③過誤納の還付・充当処理 ④地方税法に基づく調査	
③システムの名称	地方税システム、住民記録システム、宛名・納付システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)	
2. 特定個人情報ファイル名		
宛名テーブル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財務部税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1027
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

〔 〕 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
-------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	---

判断の根拠	アクセス権限のある職員のID、パスワードを適切に管理し、権限者以外がネットワークにアクセスできないようにしている。
-------	---

十分である

アクセス権限のある職員のID、パスワードを適切に管理し、権限者以外がネットワークにアクセスできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 野口 和英	税務課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和4年1月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
令和4年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[]自己点検	[○]自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3システムの名称	固定資産税システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー	地方税システム、住民記録システム、宛名・納付システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）	事前	
令和7年3月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2の表49の項	事後	
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 1 部署	総務部税務課	財務部税務課	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ 1 連絡先	総務部税務課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044	財務部税務課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か ・判断の根拠	—	・十分である ・業務を実施する際には複数人での確認を行っている。 特定個人情報が含まれる書類は施錠される倉庫に保管するなどリスク対策を取っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か(再掲) ・判断の根拠	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・十分である ・アクセス権限のある職員のID、パスワードを適切に管理し、権限者以外がネットワークにアクセスできないようにしている。	事後	